共通－第５号様式　見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和８年度札幌駅周辺公共サインガイドライン（案）作成業務
発注課	まちづくり政策局　政策企画部　都心まちづくり推進室
選定事業者	公益社団法人日本サインデザイン協会

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

札幌駅周辺では、北海道新幹線札幌駅の開業を見据え、新たに新幹線駅、バスターミナル等の公共交通施設、再開発事業、及び周辺都市基盤整備に伴う歩行者ネットワークやパブリックスペース等の公共空間の整備が進められることとなる。これに伴い、案内対象の施設や経路が多様化・複雑化することが懸念される。そのような背景を踏まえ、札幌駅周辺の交通施設、地下街、民間商業施設を横断し設置されている公共サインについて、設置や表記の考え方を体系的に整理し、統一的かつ分かりやすいデザインを定める「札幌駅周辺公共サインガイドライン」の策定を目指すため、令和7年度に「札幌駅周辺公共サインガイドライン検討業務」を発注し、公益社団法人日本サインデザイン協会（SDA）が受託している。

本業務は、施設管理者で構成される検討会の運営支援を行うと共に、検討会へ提示するガイドライン（案）の作成等を行うものであるが、検討に当たっては、交通施設が立体的かつ広域的に配置されていること、関係する施設管理者が官・民あわせて多岐に渡ること、積雪寒冷地特有の課題があること等、複雑かつ重層的な課題の解決が必要となる。このため、受託者には公益的な視点での地域特性の把握や複数のターミナル駅でのサイン計画策定の経験等、高度な専門的知見が求められる。SDAは、全国で200名以上のデザイナー等が所属する協会であり、全国の主要なターミナル駅における公共サインのガイドライン策定に関与した協会員が複数所属することから、他都市での経験のある協会員や札幌の地域特性を熟知する協会員などが調整を図ることで、広範な経験や知見を集約した体制でのガイドラインの検討が可能である。

また、現在、札幌駅周辺では複数の再開発事業等の設計が深度化しており、本ガイドラインを設計に反映させるためには令和８年度末に策定する必要があることから、前年度の検討経緯や調整内容を正確に把握している者でなければ、限られた期間内での完遂は不可能である。

上記より、SDAは本業務に必要な高度な専門知識と実績を有し、複数都市における経験や知見の集約を行うことのできる唯一の団体であるほか、当該業務内容を熟知し、正確かつ迅速な履行が可能である。

以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると判断し、随意契約により当該団体へ業務を委託することとする。

根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号